

消費税率引上げに伴う電気料金の見直しについて

I. 消費税法等の改正について

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」および「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」による消費税法および地方税法の改正により、2019年10月1日から消費税率が8%から10%に引き上げられます。

・消費税率及び地方消費税率

2019年10月1日（適用開始日）以降に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に適用される税率は次のとおりとなります。

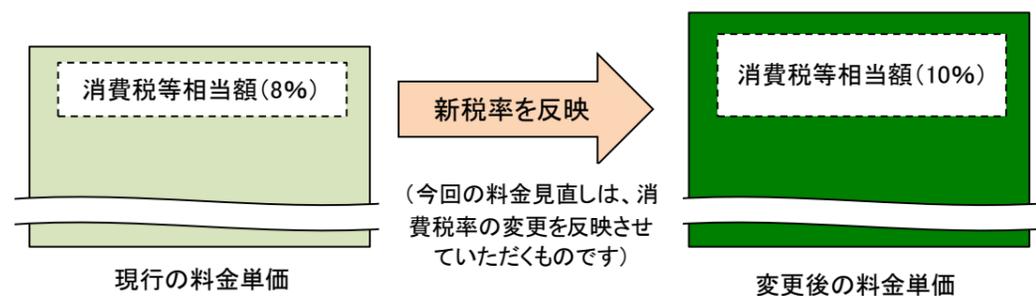
区分	適用開始日	現行	2019年10月1日	
			標準税率	軽減税率
消費税率		6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率		1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)	1.76% (消費税額の22/78)
合計		8.0%	10.0%	8.0%

【「消費税法改正のお知らせ（平成28年11月 国税庁）」をもとに作成】

II. 消費税率引上げに伴う電気料金の見直しについて

1. 電気料金の見直しについて

電気料金を算定する際に使用する基本料金や電力量料金等の各単価については、消費税等相当額を含めた消費税総額表示（内税）方式としています。今回の消費税法等改正に伴い、新たな消費税率を電気料金に反映するため、2019年10月1日に約款の変更を実施させていただきます。



2. 見直し後の料金の適用開始時期について

(1) 2019年9月以前から継続して電気をご利用のお客さま

電気料金は、消費税法に定める経過措置^{*1}の対象となるため、2019年11月分料金から新税率が適用^{*2}となります。

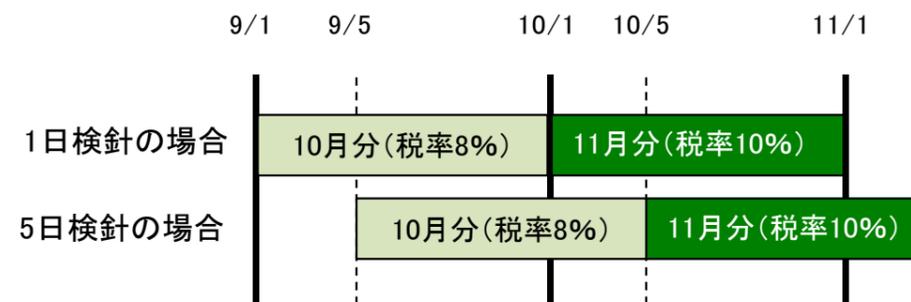
※1 電気料金に係る経過措置の内容

継続供給契約に基づき、2019年9月30日以前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、2019年10月1日から2019年10月31日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの（電気料金では基本的に2019年10月分料金に該当）については、改正前の税率（8%）が適用されます。

※2 2019年11月分料金の算定期間は「2019年10月の検針日から2019年11月の検針日の前日まで」となります。

なお、高圧受電で産業用の契約電力500kW以上のお客さまおよび特別高圧受電のお客さまについては2019年10月分（2019年10月1日から2019年10月31日までのご使用分）から新税率が適用となります。

【低圧受電および高圧受電（産業用の契約電力500kW以上を除く）のお客さまへの新税率適用開始のイメージ】



(2) 2019年10月1日以降、新たに電気のご利用を開始するお客さま

お引越しなどにより2019年10月1日以降、新たに電気のご契約を開始されたお客さまは2019年10月分料金から新税率が適用となります。

【例：10月2日から新たに電気のご利用を開始される場合の新税率適用開始のイメージ】

